

一般財団法人大学・短期大学基準協会
「短期大学生調査」における情報保護及び調査結果の活用に関する規程

[平成 30 年 3 月 9 日制定]

[令和 2 年 4 月 1 日改正]

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人大学・短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）が実施する短期大学生調査（以下「本調査」という。）における情報保護及び調査結果の活用に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(情報の保護)

第 2 条 本調査の実施全般における個人情報の保護については、基準協会の「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報の保護に関する規程」に則って行う。

- 2 本調査の実施全般における調査参加短期大学（以下「参加校」という。）の情報の保護は、前項に準じる。
- 3 本調査の全体データ及び分野別データの分析においては、参加校の匿名性を十分に確保する。
- 4 参加校は、本調査の実施における個人情報の保護については第 1 項の規定に準じて適切に取扱うとともに、参加校が遵守すべき個人情報関係法令及び参加校が定める規程等に基づき適切に取り扱うものとする。

(調査結果の活用)

第 3 条 調査結果の活用は、短期大学生調査実施要綱に定める「短期大学士の教育としての充実やコミュニティ・カレッジ的特質などの情報発信を図り、短期大学についての学術研究の発展に貢献する」目的に則したものでなければならない。

- 2 本調査の報告書に係る全体データを学術研究等で活用できる者は、原則、調査研究委員会の委員及び研究協力者とし、活用した場合は、その結果を基準協会に報告する。
- 3 前項に規定する者以外の者が本調査の結果を活用しようとする際には、事前に活用の趣旨とデータの使用範囲を示して基準協会に申し出て、許諾を受けるとともに、活用結果を基準協会に報告する。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。